

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【会社名】 株式会社C R I ・ミドルウェア

【英訳名】 CRI Middleware Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 押見 正雄

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階

【電話番号】 03-6418-7083

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田中 克己

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階

【電話番号】 03-6418-7083

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田中 克己

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---|--------------|
| その他の者に対する割当 | |
| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 310,000,000円 |
| 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 340,000,000円 |
| 第4回新株予約権 | 2,664,480円 |
| 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 230,170,080円 |

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

| | |
|------------------|---|
| 銘柄 | 株式会社C R I ・ミドルウェア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下、本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」という。) |
| 記名・無記名の別 | 無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金310,000,000円 |
| 各社債の金額(円) | 金10,000,000円の1種 |
| 発行価額の総額(円) | 金310,000,000円 |
| 発行価格(円) | 額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 利率(%) | 本社債には利息を付さない。 |
| 利払日 | 該当事項なし。 |
| 利息支払の方法 | 該当事項なし。 |
| 償還期限 | 平成31年12月25日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成31年12月25日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成28年11月30日以降、平成31年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成28年11月30日から平成29年11月29日までの期間：101.5% 平成29年11月30日から平成30年11月29日までの期間：103.0% 平成30年11月30日から平成31年12月24日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 平成27年11月30日から平成28年11月30日までの期間：105.0% 平成28年12月1日から平成31年12月24日までの期間：100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社C R I ・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階</p> |
| 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。) |
| 申込証拠金(円) | 該当事項なし。 |
| 申込期間 | 平成27年11月30日(月) |
| 申込取扱場所 | 株式会社C R I ・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階 |
| 払込期日 | 平成27年11月30日(月) 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。 |
| 振替機関 | 該当事項なし。 |

| | |
|----------------|---|
| 担保 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 |
| 財務上の特約（その他の条項） | 本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。 |

（注）1．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号、その後の改正を含む。）第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

3．本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5．取得格付

格付は取得していない。

6．本転換社債型新株予約権の行使指示

当社は、平成28年12月1日以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の終値が、10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。）を通じて本新株予約権付社債の転換価額の150%以上である場合、割当予定先に対して、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、割当予定先をしてかかる指示のあった日（以下「行使指示日」という。）から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、当社が

行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、累積で本新株予約権付社債に付された新株予約権の総数の20%を超えないものとし、かつ、ある行使指示日において、行使指示日に先立つ10連続取引日（行使指示日を含む。以下同じ。）の東京証券取引所における当社の普通株式の1日平均出来高の20%に相当する個数を超えないものとする。

7. 繰上償還に関するその他の合意事項

ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「償還の方法」欄2(4)の規定にかかわらず、平成28年11月30日まで（当日を含む。）の間は、以下の各号いずれかの事象が発生した場合に限り、当社に対し別記「償還の方法」欄2(4)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。

当社が第4回新株予約権の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づき本新株予約権の全部の取得を決定した場合

当社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

当社による割当予定先の業務執行役員であるウィズ・パートナーズとの間で本有価証券に関する投資契約（以下「本投資契約」という。）の重大な違反

公開買付けに関するウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。）に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。以下同じ。）の発行を決定した場合

当社の役職員以外へ割り当て又は交付される新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合

（新株予約権付社債に関する事項）

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。） |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(1)乃至(5)の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1. 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 2. 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、1,332円とする。 3. 転換価額の調整 (1) 当社は、当社が本転換社債型新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ |

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2) 乃至 の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金310,000,000円 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新転換社債型株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新転換社債型株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号、その後の改正を含む。)第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | <p>平成27年11月30日から平成31年12月24日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月25日以降に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社C R I・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 新株予約権の行使の条件 | 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 取得の事由及び取得の条件は定めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計31個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（本（注）において、以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

3. 本転換社債型新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの評価報告書の「新株予約権に関する評価結果（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照）及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

| | |
|------------------|---|
| 銘柄 | 株式会社C R I ・ミドルウェア第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下、本「1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」という。) |
| 記名・無記名の別 | 無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金340,000,000円 |
| 各社債の金額(円) | 金10,000,000円の1種 |
| 発行価額の総額(円) | 金340,000,000円 |
| 発行価格(円) | 額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 利率(%) | 本社債には利息を付さない。 |
| 利払日 | 該当事項なし。 |
| 利息支払の方法 | 該当事項なし。 |
| 償還期限 | 平成31年12月25日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成31年12月25日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成28年11月30日以降、平成31年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成28年11月30日から平成29年11月29日までの期間：101.5% 平成29年11月30日から平成30年11月29日までの期間：103.0% 平成30年11月30日から平成31年12月24日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 平成27年11月30日から平成28年11月30日までの期間：105.0% 平成28年12月1日から平成31年12月24日までの期間：100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社C R I ・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階</p> |
| 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合(割当予定先) |
| 申込証拠金(円) | 該当事項なし。 |
| 申込期間 | 平成27年11月30日(月) |
| 申込取扱場所 | 株式会社C R I ・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階 |
| 払込期日 | 平成27年11月30日(月) 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。 |
| 振替機関 | 該当事項なし。 |
| 担保 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |

| | |
|----------------|---|
| 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 |
| 財務上の特約（その他の条項） | 本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。 |

（注）1．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号、その後の改正を含む。）第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

3．本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5．取得格付

格付は取得していない。

6．本転換社債型新株予約権の行使指示

当社は、平成28年12月1日以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間において、東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、10連続取引日を通じて本新株予約権付社債の転換価額の150%以上である場合、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、行使指示日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、累積で本新株予約権付社債に付された新株予約権の総数の20%を超えないものとし、かつ、ある行使指示日において、行使指示日に先立つ10連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の1日平均出来高の20%に相当する個数を超えないものとする。

7. 繰上償還に関するその他の合意事項

ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「償還の方法」欄2(4)の規定にかかわらず、平成28年11月30日まで（当日を含む。）の間は、以下の各号いずれかの事象が発生した場合に限り、当社に対し別記「償還の方法」欄2(4)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。

当社が第4回新株予約権の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づき本新株予約権の全部の取得を決定した場合

当社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

当社による本投資契約の重大な違反

公開買付けに関するウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行を決定した場合

当社の役職員以外へ割り当て又は交付される新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合

（新株予約権付社債に関する事項）

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。） |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(1)乃至(5)の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、1,731円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本転換社債型新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）</p> |

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金340,000,000円 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新転換社債型株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新転換社債型株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号、その後の改正を含む。)第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>平成27年11月30日から平成31年12月24日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月25日以降に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社CRI・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 取得の事由及び取得の条件は定めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 |

| | |
|--------------------------|---------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |
|--------------------------|---------|

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計34個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（本（注）において、以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

3. 本転換社債型新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照）及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

3【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 1,708個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 2,664,480円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき1,560円 （新株予約権の目的となる株式1株当たり15.60円） |
| 申込手数料 | 該当事項なし。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成27年11月30日（月） |
| 申込証拠金 | 該当事項なし。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社C R I ・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階 |
| 払込期日 | 平成27年11月30日（月） |
| 割当日 | 平成27年11月30日（月） |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目15番1号 |

(注) 1. 第4回新株予約権（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）」において「本新株予約権」という。）は、平成27年11月12日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。

ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | <p>当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。）</p> |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、170,800株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,332円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> |

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

株数数 =
$$\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>金227,505,600円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>平成27年11月30日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成31年12月24日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社C R I・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目15番1号</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | 2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印をした上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 取得に関するその他の合意事項

ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄1の規定にかかわらず、平成27年11月30日以降いつでも、1 [新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）] 注7. 「繰上償還に関するその他の合意事項」及び2 [新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）] 注7. 「繰上償還に関するその他の合意事項」に記載の各号いずれかの事象（但し、 を除く）が発生した場合に限り、当社に対し別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄1の規定に基づく本新株予約権の取得の請求を行うことができるものとする。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 880,170,080 | 15,000,000 | 865,170,080 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額15,000,000円は、弁護士報酬費用、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第1回新株予約権付社債」という。）及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第2回新株予約権付社債」といい、第1回新株予約権付社債とあわせて、「本新株予約権付社債」という。）並びに第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債とあわせて、以下「本有価証券」という。）の算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、及び変更登記費用等の合計額です。

(2)【手取金の使途】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|--|---------|-----------------------|
| [研究開発費] ・ミドルウェア製品（C R I W A R E）の更新、新機能追加等 ・動画配信、楽曲解析等の新技術の研究 | 112 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |
| [事業展開、提携・M & A] ・音声および映像関連技術の保有企業のM & A等 ・動画配信、動画広告、ヘルスケア関連分野における業務提携等 ・ミドルウェア事業の米国事業強化、アジア市場展開 | 149 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |
| [人材獲得] ・ミドルウェア製品（C R I W A R E）の更新、新機能追加等および動画配信、楽曲解析等の新技術の研究開発人員の増員 ・ゲーム分野・遊技機分野、ヘルスケア分野向け、および動画配信、動画広告等向けの営業強化 ・欧米・アジア向けの海外事業に従事する人員の増員 | 112 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |
| [自己株式の取得] | 265 | 平成27年11月～ 平成28年1月 |

第4回新株予約権

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--|---------|-----------------------|
| [研究開発費] ・ミドルウェア製品(C R I W A R E)の更新、新機能追加等 ・動画配信、楽曲解析等の新技術の研究 | 68 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |
| [事業展開、提携・M & A] ・音声および映像関連技術の保有企業のM & A等 ・動画配信、動画広告、ヘルスケア関連分野における業務提携等 ・ミドルウェア事業の米国事業強化、アジア市場展開 | 91 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |
| [人材獲得] ・ミドルウェア製品(C R I W A R E)の更新、新機能追加等および動画配信、楽曲解析等の新技術の研究開発人員の増員 ・ゲーム分野・遊技機分野、ヘルスケア分野向け、および動画配信、動画広告等向けの営業強化 ・欧米・アジア向けの海外事業に従事する人員の増員 | 68 | 平成27年11月～ 平成31年12月 |

(注) 1. 上記の使途及び金額は、当社の事業開発を具現化する各種施策及び自己株式の取得を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、適時適切に開示します。

2. 当社は、当社の発行済株式の13.89%(平成27年9月30日現在)を保有する大株主である鈴木久司氏から保有株式を売却する意向を以前より受けており、その意向をきっかけとして、鈴木久司氏に限らず広く他の株主にも同じ機会を設けるために、本第三者割当と同時に、取得する株式の総数の上限を200,000株、取得価額の総額の上限を330百万円とする自己株式取得枠の設定を決議し、さらに、取得する株式の総数又は取得価額の総額を上記取得枠の上限とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を平成27年11月13日に行うことを決定しております。
3. 自己株式の取得につき、本新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、取得のために取り崩した手許資金に充当いたします。
4. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
5. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。このため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む)又はその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

< 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由 >

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、現在の事業を着実かつスピーディーに進めると共に、将来収益を高めなければなりません。そのためには新たな市場に対するチャレンジを行い、その市場成長を当社収益に取り込むことが必要であります。新たなチャレンジに対しては、ある程度の先行投資を伴うため、十分な事業開発資金が必要です。他方で、十分な事業開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

本第三者割当を行うについては、下記の点を検討した結果、具体的な資金調達としては、転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行を組み合わせる方法が、一度に希薄化することを回避しつつ、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保することができ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことができる相当な方法であると判断いたしました。また、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保するというニーズ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うというニーズ等を勘案し、割当予定先と協議・交渉した結果、転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達の額と新株予約権の発行による資金調達の額を、上記「第1 募集要項」に記載した通りといたしました。

< 他の資金調達方法と比較した場合の特徴 >

資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で新株予約権の権利行使が進まず実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもありますが、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることとなります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保することができますが、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

間接金融等については、借入れによる資金調達は、希薄化が生じないこととなりますが、金利負担が生じること、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があることから、資本金の資金で対応すべきと考えております。

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

株価への影響の軽減

- ・本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額については、割当予定先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」といいます。）の前取引日である平成27年11月11日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の1,332円（以下「基準株価」といいます。）を参考として、第1回新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は1,332円、第2回新株予約権付社債の転換価額は1,731円に決定しており、いずれもその後の修正は行われない仕組みとなっています。当該転換価額及び行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、第2回新株予約権付社債は、第1回新株予約権付社債と転換価額が異なりますが、第2回新株予約権付社債の転換価額は、基準株価の100%である第1回新株予約権付社債の転換価額の1.3倍（基準株価の130%）となっております。第2回新株予約権付社債の資金用途は自己株式の取得に関する費用に充当する予定であり、これも、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議・交渉した上で総合的に判断したものです。

- ・本第三者割当は、一度に調達予定総額に相当する新株が発行されるものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価への大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- ・転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使は、株価及び売買出来高等に対応して経時的に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

- ・今回発行する本新株予約権付社債及び本新株予約権については、当社の判断により（但し、本新株予約権付社債については、平成28年11月30日以降に限りです。）その全部または一部を繰上償還又は取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

< その他配慮した点及びその対策 >

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、社債権者が最終的に本転換社債型新株予約権を行使しない場合又は社債権者が当社に対して繰上償還を請求した場合は、当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。ただし、株価がそれぞれの転換価額の150%を超えて上昇した場合には、以下のとおり、本

投資契約に基づき、当社がウィズ・パートナーズをして本転換社債型新株予約権の一部について行使させることができることとなっております。

本新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する本新株予約権を行使しない場合は、本新株予約権の行使に係る払込金額の払い込みが行われなため、結果として実際の調達金額が想定した調達金額を下回る場合があります。特に株価が行使価額よりも下落する局面においては、本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載した通り、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

< 資金使途の合理性に関する考え方 >

本第三者割当は、ウィズ・パートナーズとの業務提携における事業展開の促進が、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現するために必須であると判断するに至りました。本第三者割当は、ウィズ・パートナーズと業務提携を行い、ウィズ・パートナーズから当社の事業開発に対する積極的な支援を得て、その各種施策に必要な協業企業への資本参加を含む提携・M & A等のための費用の一部を確保することを目的としたものです。当社は、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の既存事業（ゲーム、アミューズメント、家電、医療・ヘルスケア等関連）を拡大させ、ゲームを中心とした当社事業の中国、欧米等への展開を加速させ、新規事業を開拓させ、当社の事業基盤を強化・拡大させることができるため、本第三者割当は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様には十分な利益をもたらすことができるものであることから、上記の資金使途には十分な合理性があると判断しております。また、当社は、収益性を高めてROEの向上に取り組むと共に、資本効率向上のための諸施策を推進し、株主価値向上に努めております。本第三者割当と併せて自己株式の取得を実施することが、資本コストの低減と資本効率の向上につながると考えております。既存株主に対しても希薄化等の影響はありますが、これにより中長期的な企業価値の向上に資するものであるため、当資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

| | | |
|--------------|--|---|
| 名称 | ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合 | |
| 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 | |
| 設立根拠等 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。） | |
| 組成目的 | 日本を中心とするアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。 | |
| 組成日 | 平成25年4月1日 | |
| 出資約束金額の総額 | 12,800,000,000円（平成27年2月2日現在） | |
| 主たる出資者及び出資比率 | 1．46.88％ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2．3.13％ 株式会社ウィズ・パートナーズ（本組合の業務執行組合員です。） | |
| 業務執行組合員の概要 | 名称 | 株式会社ウィズ・パートナーズ |
| | 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長CEO 安東 俊夫 |
| | 事業内容 | 1．国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2．投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3．経営全般に関するコンサルティング 4．第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 |
| | 資本金 | 1億円 |
| | 主たる出資者及び出資比率 | 1．9.35％ 浜垣 剛 2．9.15％ 東海東京インベストメント株式会社 81.5％ その他25名 |
| | 当社と業務執行組合員との間の関係 | 該当事項はありません。 |

b 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 |

c 割当予定先の選定理由

当社は、成長著しいグローバル市場への展開を当社とともに推進していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。このような中で、平成27年4月に今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから当社に対して直接コンタクトがあり、当社の現状と今後の成長戦略のディスカッションを重ねた結果、ウィズ・パートナーズが保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。ウィズ・パートナーズは当社設立以降、平成26年12月に保有株式を売却するまで大株主であったCSK-VCサステナビリティ・ファンド投資事業組合の業務執行組合員であり、当社の事業を長年支えて頂いた会社です。

本割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、ウィズ・パートナーズが創設したファンドであり、本割当予定先自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上（バリュー・アップ）を図ることです。そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野への投資実績を残してきております。また、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第2590号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の事業は今後高い成長・発展が見込まれている点において、アジアを含むグローバル展開がこの組成目的に合致し、また、ウィズ・パートナーズの投資・育成の投資実績から保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から当社は本割当予定先を選定いたしました。

ウィズ・パートナーズからは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズ及びその子会社で香港に設立されたWhiz Partners Asia Ltd.は、中国を含むグローバルにおける強い人的及びビジネス上のネットワークを保有しており、事業展開支援において豊富な経験と実績を持っております。当社が今後グローバルに事業展開を行うにあたり最適なパートナーであると判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

599,950株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、日本を中心とするアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、当社の事業開発資金に充当するほか、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズを通して欧米・中国を含むアジアといったグローバル展開における各国の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中期保有する方針であります。提携先の意向、市場動向、投資家の需要等を勘案しながら売却することの方針であること、また、単なる投資の回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、本有価証券を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約には、以下の内容の条項が含まれております。

1. 当社は、()割当予定先が別途第1回新株予約権付社債又は第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を請求した日から10営業日以内の期間、()前二項のいずれかに従う第1回新株予約権付社債又は第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使指示日から10営業日以内の期間、()当社が第4回新株予約権の発行要項第19項の規定に基づき第4回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び()ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいう。以下同じ。）又は重要情報取得通知（ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。）に記載された情報を保有している期間（かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合、又はかかる情報を当社が金融商品取引法第166条第4項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。）第30条の規定に従い公表した場合を除く。）は、ウィズ・パートナーズに対する第1回新株予約権付社債又は第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使指示を行うことができない。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成27年11月11日現在で預金残高が24.4億円あり、本第三者割当の引受に要する資金を保有していることを預金通帳にて確認しており、本有価証券の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社については調査を省略し、未上場企業及び個人については、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。また、ウィズ・パートナーズは、割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第4回新株予約権を行使することによって取得した当社の普通株式（以下「本取得株式」という。）を取引所金融商品市場内取引（金融商品取引法第2条第17項に定める取引所金融商品市場における取引いう。以下同じ。）によらない取引で譲渡しようとする場合には、割当予定先をして、譲渡予定日の3営業日前までに、譲受人の名称、譲渡株式数、譲渡予定日及び譲渡予定価額を明示した書面により当社に通知（以下「譲渡希望通知」という。）させる。この場合において、（ ）その時点における当社の発行済み株式総数の5%を超えて同一の第三者に対して本取得株式を譲渡、売却又は担保に供するとき、又は（ ）譲渡希望通知の日以前に当社の普通株式について大量保有報告書（金融商品取引法第27条の23第1項に定める「大量保有報告書」をいう。）又はその変更報告書（金融商品取引法第27条の25第1項に定める「変更報告書」をいう。）を提出している第三者に対して本取得株式を譲渡、売却又は担保に供するときは、ウィズ・パートナーズは事前に当社と協議を行わなければならない。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、発行決議日の前取引日である平成27年11月11日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の1,332円を参考として、以下のとおりいたしました。

| 銘柄 | 転換価額又は行使価額並びにその算定根拠 |
|-------------|-----------------------|
| 第1回新株予約権付社債 | 1,332円（基準株価に対して、100%） |
| 第2回新株予約権付社債 | 1,731円（基準株価に対して、130%） |
| 第4回新株予約権 | 1,332円（基準株価に対して、100%） |

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法について、基準株価（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）の1,332円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成27年8月6日付「平成27年9月期第3四半期 決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる発行決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

参考までに、第1回新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,734円に対し23.20%のディスカウント、過去3ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,389円に対し4.16%のディスカウント、また、過去1ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,343円に対し0.82%のディスカウントとなっております。第2回新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,734円に対し0.19%のディスカウント、過去3ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,389円に対し24.55%のプレミアム、また、過去1ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,343円に対し28.89%のプレミアムとなっております。

当社は、本有価証券の行使価額の発行条件の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）に対して価値算定を依頼しました。

第1回新株予約権付社債については、一定の前提、すなわち、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約4年1ヶ月間）、無リスク利率（0.021%）、株価変動性（74.09%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（当社は、発行後、本投資契約の行使指示条項に基づき当社が転換請求可能な場合、転換請求を行うものとする。取得条項については、発行の1年後以降、株価が発行時株価の200%を超過した場合、取得するものとする。なお、満期日において残存する新株予約権付社債がある場合には、額面にて償還するものとする。割当予定先は、第4回新株予約権を行使し終わった後に、株価が転換価格を上回っている場合、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換するものとし、売却にあたっては、1日当たり平均売買出来高（約163,000株/日）の約5%（約8,150株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする。）、その他発行条件及びウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）と株式会社ブルーラス・コンサルティングの算定した公正価値（第1回新株予約権付社債：額面100円当たり95円70銭）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

第2回新株予約権付社債については、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約4年1ヵ月間）、無リスク利率（0.021%）、株価変動性（74.09%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（当社は、発行後、発行会社は転換請求が可能な場合、転換請求を行うものとする。取得条項については、発行の1年後以降、株価が発行時株価の200%を超過した場合、取得するものとする。なお、満期日において残存する新株予約権付社債がある場合には、額面にて償還するものとする。割当予定先は、第4回新株予約権及び第1回新株予約権付社債を行使し終わった後に、株価が転換価格を上回っている場合、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換するものとし、売却にあたっては、1日当たり平均売買出来高（約163,000株/日）の約5%（約8,150株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする。）、その他発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）と株式会社ブルーラス・コンサルティングの算定した公正価値（第2回新株予約権付社債：額面100円当たり95円65

銭)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

第4回新株予約権については、株価(発行決議日の前取引日の終値)、配当利回り(0%)、権利行使期間(約4年1か月間)、無リスク利率(0.021%)、株価変動性(74.09%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(当社は、株価が発行時株価の200%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は、株価が行使価格を上回っている場合、権利行使を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の権利行使では84個(8,400株)ずつ行使するものとし、売却にあたっては、1日当たり平均売買出来高(約163,000株/日)の約5%(約8,150株/日)を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする。)、その他発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、第4回新株予約権は公正価値と同額の、1個当たり1,560円(1株当たり15.60円)としており、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第4回新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員は、下記の各点に鑑み、本有価証券の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。本第三者割当の発行が特に有利な条件に該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

- ・本第三者割当の公正価値の算定においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、株式会社プルートス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・株式会社プルートス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・株式会社プルートス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本有価証券の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ・上記の三点から、株式会社プルートス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・本第三者割当の決議を行った取締役会において、本第三者割当の発行条件について、株式会社プルートス・コンサルティングの意見を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で599,950株であります。これにより平成27年9月30日現在の発行済株式総数4,318,200株(総議決権数43,171個)に対して、最大で13.89%(議決権比率13.90%)の割合で希薄化が生じます。しかし、ながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させることができ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| C R I ・ミドルウェア従業員持 株会 | 東京都渋谷区渋谷1-7-7 | 792,900 | 18.36% | 792,900 | 16.12% |
| 株式会社セガゲームス | 東京都大田区羽田1-2-12 | 780,000 | 18.06% | 780,000 | 15.86% |
| 鈴木 久司 | 神奈川県横浜市金沢区 | 600,000 | 13.89% | 600,000 | 12.20% |
| ウィズ・アジア・エボリュ ーション・ファンド投資事業有限 責任組合 | 東京都港区愛宕2-5-1 | - | - | 599,950 | 12.20% |
| 押見 正雄 | 東京都世田谷区 | 394,200 | 9.13% | 394,200 | 8.02% |
| 古川 憲司 | 神奈川県川崎市 | 252,000 | 5.84% | 252,000 | 5.12% |
| 松下 操 | 神奈川県川崎市 | 123,000 | 2.85% | 123,000 | 2.50% |
| 鈴木 泰山 | 東京都墨田区 | 78,600 | 1.82% | 78,600 | 1.60% |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) | 1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM | 50,500 | 1.17% | 50,500 | 1.03% |
| 青山 幸雄 | 東京都東久留米市 | 36,000 | 0.83% | 36,000 | 0.73% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10 | 33,400 | 0.77% | 33,400 | 0.68% |
| 計 | - | 3,140,600 | 72.73% | 3,740,550 | 76.06% |

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

なお、平成27年4月1日付けで、株式会社セガゲームスから株式会社セガホールディングスへ譲渡されたことを大量保有報告書で確認しておりますが、平成27年9月30日現在の株主名簿上では株式会社セガゲームスとなっております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てを転換又は行使し、取得した株式を継続して保有した場合の数であります。

4. なお、鈴木久司氏は、上記自己株式取得に際し、保有株式を売却する意向を示しており、その結果、鈴木久司氏の募集前後の持株比率が低下する可能性があります。

5. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に割当予定先の「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月17日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年12月18日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書を平成27年4月10日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書を平成27年11月12日に、関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社C R I ・ミドルウェア 本店
（東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。